

# 企業の節電マネジメント（デマンドレスポンス）事業実施要綱

（制定） 令和 4 年 10 月 11 日付 4 産労産事第 83 号

（改正） 令和 4 年 12 月 28 日付 4 産労産事第 193 号

（改正） 令和 5 年 10 月 20 日付 5 産労産事第 318 号

## 第 1 要綱の目的

この要綱は、デマンドレスポンスの行動を電気事業者のシステムを介して都内の事業者に浸透させることを目的として東京都（以下「都」という。）が行う、企業の節電マネジメント（デマンドレスポンス）事業（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

## 第 2 本事業の概要

都は、エネルギー需給ひっ迫等の状況を踏まえ、デジタル技術を活用して都内の事業者等の需要家へ電力の需給状況に応じたタイムリーな節電要請及びインセンティブ付与等を行う電気事業者に対し、その取組に必要な経費の一部を助成する。

また、より効果的な節電を実施するためにエネルギーマネジメントを実施する電気事業者に対し、その取組に必要な経費の一部を助成する。

## 第 3 用語

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 デマンドレスポンス 事業所の受電点以下に接続されているエネルギーリソース（発電設備、蓄電設備及び負荷設備）を制御することで、電力需要パターンを変化させること。（以下「DR」という。）
- 2 節電要請 電気事業者が需要家に対しデマンドレスポンスを要請すること。
- 3 電気事業者 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者、同項第 9 号に規定する一般送配電事業者（同項第 8 号イに規定する最終保障供給又は同号ロに規定する離島等供給を行うものに限る。）及び同項第 15 の 4 号に規定する特定卸供給事業者若しくは特定卸供給事業者とエネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス契約を締結している事業者（以下「下位アグリゲーター」という）
- 4 エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン（令和 2 年 6 月改定資源エネルギー庁）（以下「ERAB ガイドライン」という。）に基づき、DR を用いて一般送配電事業者、小売電気事業者及び需要家といった取引先に対し、調整力、供給力、インバランス回避、電力料金削減、出力制御回避等の各種サービスを提供する事業（以下「ERAB」という。）
- 5 高圧 直流にあっては 750 ボルトを超え 7,000 ボルト以下、交流にあっては 600 ボルトを超え 7,000 ボルト以下の電圧
- 6 特別高圧 直流又は交流において 7,000 ボルトを超える電圧

- 7 事業所 高圧又は特別高圧の電気を電気事業者（特定卸供給事業者及び下位アグリゲーターを除く。）から受電している都内（島しょ部を含む。）の事業所
- 8 需要家 事業所を所有又は使用する事業者及び個人
- 9 都節電推進期間 都が別に定める事業所の節電を推進する期間
- 10 エネルギーマネジメント 事業所の受電点以下に接続されているエネルギーリソースを、電気事業者がデジタル技術を活用して遠隔監視、制御等を行うことで、当該設備の最適運用を図ること

#### 第4 本事業の具体的な内容

##### 1 助成対象事業者

###### (1) 行動変容に資する DR の実施に係る経費の助成

助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、第4 2 (1)に定める助成対象事業を実施する電気事業者（特定卸供給事業者及び下位アグリゲーターを除く。）とする。ただし、第4 1 (3)に掲げるものは除く。

###### (2) エネルギーマネジメントの実施に係る経費の助成

助成対象事業者は、第4 2 (2)に定める助成対象事業を実施する電気事業者とする。ただし、第4 1 (3)に掲げるものは除く。

###### (3) 助成対象外事業者

ア 国又は地方公共団体

イ 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

エ 法人の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

オ 税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けたものその他公的資金交付先として社会通念上適切であると認められないもの

##### 2 助成対象事業

助成対象事業は、次の(1)、(2)は(3)において全ての要件を満たすものとする。

###### (1) 行動変容に資する DR の実施に係る経費の助成

ア 都節電推進期間において、デジタル技術を活用して、需要家に対し電力の需給状況に応じたタイムリーな節電要請を行う取組（以下「節電キャンペーン」という。）を実施すること。

なお、節電要請は、原則、5日以上行うこと。

イ 節電キャンペーンにおいて、都内で節電を達成した需要家に対し、インセンティブを付与すること。

ウ 需要家に対し、都が提供する気候変動対策等に関する情報（以下「H T T 情報」という。）を提供すること。

(2) エネルギーマネジメントの実施に係る経費の助成

ア 事業所に対して、エネルギーマネジメントを実施するために必要な設備の導入等を実施すること。

イ アで導入した設備等を活用することで、節電キャンペーンにおいて節電を達成すること。

3 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

(1) 行動変容に資する DR の実施に係る経費の助成

ア 助成対象事業の実施に係る、次のイ及びウ以外の経費

イ 助成対象事業を実施するために直接必要なシステムの構築・改修に係る設計・開発等に要する経費

ウ 助成対象事業を実施するために直接必要なソフトウェア（ライセンス）の利用等に要する経費

(2) エネルギーマネジメントの実施に係る経費の助成

ア 助成対象事業を実施するために直接必要な機器の導入等に要する経費

4 助成金額

助成金の交付額は、次のとおりとする。

(1) 行動変容に資する DR の実施に要する経費の助成

ア 助成対象事業の実施に係る経費

節電キャンペーンにおいて、都内で5日以上の節電を達成した事業所の件数に最大10万円を乗じた額とする。

また、節電を達成した日数に応じてインセンティブを付与することが可能な場合は、節電キャンペーンにおいて、都内で節電を達成した事業所の件数に節電を達成した日数（最大5日まで）に2万円を乗じた額とする。

イ システムの構築・改修に係る設計・開発等に要する経費

助成対象経費の額とし、上限額は2,500万円とする。

ウ ソフトウェア（ライセンス）の利用等に要する経費

助成対象経費の2分の1の額とし、上限額は3,600万円とする。

(2) エネルギーマネジメントの実施に要する経費の助成

ア エネルギーマネジメントの実施に要する経費

助成対象経費の5分の4の額とし、上限額は80万円とする。

5 助成対象事業者による報告等

(1) 助成対象事業者による報告等

助成対象事業者は、次に掲げる事項について、別に定める日までに、都へ報告すること。

ア 第4-1(1)の助成対象事業者

(ア) 節電キャンペーンに参加した事業所の数及び節電実績等の本事業の実施結果

(イ) H T T情報の提供件数

イ 第4-1(2)の助成対象事業者

エネルギーマネジメントを実施した事業所の数及び節電実績等の本事業の実施結果

(2) 都による指導・助言

都は、必要に応じて、助成対象事業者に対し、本事業の実施に関する指導及び助言を行うことができる。

6 助成事業の事業成果発表

第4-2(1)及び(2)を実施した助成対象事業者は、都が実施する説明会等において本事業の成果等の発表に協力すること。

7 助成事業の公表

都は、ホームページ等で、助成金の交付が決定された事業に係る申請者名、節電キャンペーン名、節電キャンペーンが掲載されているホームページ等のアドレス等及び助成対象事業の実施結果を公表するものとする。

第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、第4による助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、1による出えん金を基に基金を造成し、都と公社との間で別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1による出えん金のほか、公社に対し、次の事項を条件として、公社が造成する基金への出えん及び本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。
  - (1) 2の基金を原資として、第4による助成金の交付を行うこと。
  - (2) 助成金の交付対象となる事業者に対する指導及び助言を行うこと。

第6 本事業の実施期間

- 1 第4-1による助成金の交付申請の募集は、令和4年度から令和6年度まで行う。
- 2 第4-1による助成金の交付は、令和4年度から令和7年度まで行う。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和４年 10 月 11 日付 4 産労産事第 83 号）  
この要綱は、令和 4 年 10 月 11 日から施行する。

附 則（令和 4 年 12 月 28 日付 4 産労産事第 193 号）  
この要綱は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 10 月 20 日付 5 産労産事第 318 号）  
この要綱は、令和 5 年 10 月 27 日から施行する。